

会 議 録

会 議 名	令和6年度第2回東松山市介護保険運営協議会					
開 催 日 時	令和6年11月14日(木)		開会	14時00分		
			閉会	14時50分		
開 催 場 所	東松山市総合会館4階 多目的ホールB					
会 議 次 第	1 開 会 2 議 事 (1) 地域密着型サービス事業者等の指定について (2) 地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)基盤整備について 3 その他 4 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数	2人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠席状況	会 長	稲葉 一洋	出	委 員	加藤 美千代	出
	委 員	辻 守史	出	委 員	武田 耕典	出
	職務代理者	奥村 一彦	出	委 員	池田 寛之	出
	委 員	坂田 雅則	出	委 員	山田 昭彦	出
	委 員	美細津 綾	出	委 員	富井 芳己	欠
	委 員	大木 英生	出	委 員	須藤 博一	出
	委 員	成田 浩一	出	委 員	金子 一成	出
	委 員	中里 礼子	出			
事 務 局	健康福祉部部長 田嶋靖洋			健康福祉部次長 山口勉		
	高齢介護課長 左納徹			高齢介護課包括ケア推進室長 守谷信行		
	高齢介護課副課長 小林真樹			高齢介護課主査 望月真由美		
	高齢介護課主査 小島康洋			高齢介護課主査 小山真理子		
	高齢介護課保健師 加藤民子			高齢介護課主任 竹間智世		

次 第	顛 末
1 開 会	左納課長
2 議 事	<p><b>(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について</b></p> <p>○事務局：小山主査 資料1について説明</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございました。地域密着型のサービス事業者の指定更新が2件、利用が終わったため事業を廃止した事業者の指定廃止が1件の合計3件とのことですが、このことについて、質問、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>○大木委員 資料1の3ページの指定廃止の事業所の件ですが、廃止年月日が令和4年とありますが、これは間違いないでしょうか。</p> <p>○事務局：小山主査 通常であれば、令和4年9月に当市の利用者が利用を停止した時点で、事業所から東松山市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則に基づき、「廃止・休止届出書」を受理し、手続きを行うところでしたが、事業所から廃止したことの届出書の提出がなく、当市で把握ができていなかったことによるものとなります。今年度になってから、当該事業所の指定権者である練馬区から連絡があったことから、事業を廃止したことが判明したため、今回、運営協議会に報告させていただきました。</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。ないようですので、それでは、2つ目の議題に移らせていただきたいと思います。</p> <p><b>(2) 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）基盤整備について</b></p> <p>○事務局：小山主査 資料2-1、2-2を説明</p> <p>○稲葉会長 ありがとうございました。前回の会議では認知症グループホームの基盤整備をするにあたり、事業所の公募をするということについて、ご審議いただきました。今回は、事業所の公募を行ったところ、1社から申し込みがあったとのこと。この応募があった事業所について、選定の承認をいただきたいとするものです。また、この後、事業所としての指定申請を行うとのことですので、3段階で審議を行うとのこと。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>○奥村委員 第9期計画策定時にも質問をさせていただきましたが、現在、介護人材が大変</p>

不足している状況が見受けられます。そうした中で、グループホームを開設するにあたり、人員計画をしっかりと確認することが必要だと思いますが、どのような体制で、また人材が十分に確保できない場合、法人内から職員をここに配置するなどの体制についても、説明があったのではないかと思います。そのあたりについて教えてください。

○事務局：小山主査

施設の人材確保計画についてですが、グループホームを新設するにあたり、特別養護老人ホーム梨花に、現在勤務している従業員から半数程度が異動する計画となっております。認知症介護実践研修を終了しているグループホームの管理者兼生活相談員及び経験数のある介護職員、看護職員等を配置する予定です。

職員の新規採用についてですが、開設の1年前から就職説明会、施設見学会を行い、採用試験を経て、順次採用していくそうです。なお、有資格者の採用、学生を対象としたインターンシップを積極的に実施することで人員の確保をはかりたいとのこと。採用試験から本採用までの期間に、間が空くことから、研修会等を実施し、採用前から、資格取得ができる支援を行うことで、離職抑制につなげたいと話していました。

○山田委員

プレゼンテーションで、評価されているようなので、その箇所について確認をしたいのですが、項目14「利用料の設定」で、介護保険外費用が高額なものとなっていないかというのですが、まずは保険外費用というものが何をさしているのかということと、全体の評価の中で、一番低い評価になっていると思いますが、平均点が3の評価となった理由について、教えてください。

○事務局：小山主査

項目の14「利用料の設定」について、介護保険外費用とは、資料2-2の3ページにある「居住費・食費・光熱費等」のことで、これらの費用が高額なものとなっていないかというものです。採点基準としましては、生活保護法による住宅扶助特別基準額と同等であるかどうかという点で審査しております。生活保護法による住宅扶助特別基準額というのが、4万4,000円となっておりますが、このグループホームから提出のあった居住費が7万円の設定となっております。通常のホテルコストが4万円から5万円であることから、提出のあった居住費はやや高めではありますが、近年の光熱費や食糧費の物価高騰を考慮すると妥当ではないかと考えております。

○山田委員

内容については承知いたしました。基準が生活保護基準の金額等による検討ということですが、であれば、なおさら、その乖離する部分について、今後事業者とその乖離が縮まるよう協議が必要になるかと思っております。

○成田委員

資料2-1の3ページの中で、「評価できる点」というところで、3つ項目が挙げられているのですが、グループホームの役割というものが、近年あいまいになっているというか、薄まっているというか、そんな気がしています。当初20年前に始まったグループホームとしての役割としての評価点、グループホーム運営の理念に対する評価も必要なのかなと感じています。なかなか伝わりづらいと思うのですが、グループホームとしての役割を市にも今一度振返ってもらえるとよいのかなと思います。

○稲葉委員

評価に対するご意見をいただきましたが、評価自体は平均点75点とかなり高い数字なのかなと思うのですが、先ほど山田委員からもありましたが、採点の立て方について伺いたいのですが、これくらいは何点になるなどの基準は立てられたのでしょうか。

○事務局：小山主査

評価の基準についてですが、今回は結果のみの資料を配布していますが、評価時は、採点項目をさらに5項目に分けて、その中でどれに該当するかで判断をしていただいております。先ほど成田委員からご意見のありました認知症についても本日配布している2-2の資料の中の8ページですが、事業者が認知症に対して、どのような考えを持って、入居者にどのように対応していくかを記載していますので、参考にしていただければと思います。また、補足となりますが、認知症型共同介護の事業所に指定された場合、同じ施設で小規模多機能の事業所も運営するとの話を伺っております。

○須藤委員

資料2-1の3ページの「審査結果」のところ、順位が1、平均75.0とありますが、順位1とはどういうことなのか、また、各項目の点数の最低点があるのか教えてください。

○事務局：小山主査

順位についてですが、複数の事業者から応募があった際には、順位決めを行います。今回、応募が1社だけだったので、1位しかありません。

○事務局：左納課長

点数の基準について、事務局では65点を及第点として判断しております。

○須藤委員

選定基準の点数が65点とのことですが、個々の評価項目で、著しく点数が低いなどの場合は、どのような対応になるのでしょうか。

○事務局：小山主査

基本的には、総合点で判断をしていますが、項目によっては一番低い項目になった場合には、設置基準を満たさないこととなる項目もあります。今回応募のあった事業所は、設置基準の項目においても基準は満たしていることを確認しております。

○稲葉委員

総合点が 65 点以下ということであると、各項目の配点の 65%以下の項目についての取扱いはどのようになっているのでしょうか。

○小山主査

設置基準を満たさない場合は、選定から外し、改めて公募から行うこととなります。

○稲葉委員

各項目の配点の 65%以下の項目、例えば No.2 や No.9、No13、No14などは 65%以下の採点結果となっていますが、理念などの部分の点数が高くて、実際の関わりとなる箇所を補っているように見えます。理念のようにできるかできないかわからない部分よりも実際の関わりとなる箇所の評価をすることも必要かと思いますが、その点について、事業者に努力していただく部分もあると思いますが、今後そのような協議などは可能なことでしょうか。

○事務局：小林副課長

例えば No.9 の設問の項目の地域との交流の箇所ですが、認知症のグループホームですので、プレゼンテーションの中では「オレンジカフェ」などの設置は予定していますかなどの質問を行い、そういった制度があるのであれば設置したいとの話がありました。事業所からの積極的な提案ではなかったのですが、評価点数には反映しておりませんが、今後、実際の関わりとなる評価点数が低かった箇所については、協議などは行っていきたいと考えております。

○稲葉委員

ほかにございますでしょうか。

○坂田委員

感染対策に関して、こういった取組があるのかとか、評価などそういったところが読み取れなかったのが、こういったやり取りがあったのかを伺えればと思います。一度クラスターが発生すると利用者数が著しく減少することにもなり、経営に大きく影響を及ぼしますし、地域とのかかわりの中でも感染症の発生はデリケートな部分があるかと思いますが、そういった意味で感染対策に関する取組についての事業者とのやり取りについて教えてください。

○事務局：小山主査

感染対策につきましては、今回の評価基準の中では特に定めてはいないのですが、事業所を運営するにあたり、国や県から感染対策に関する基本的な計画であったり、実際に発生した際のマニュアルを作成したりする基準がありますので、事業を運営する際には、そういったものを整備していただくこととなります。感染対策として準備していただいたものや備蓄していただいたもの等については、市へ報告していただくこととなりますので、今後、確認をしていく予定です。

○稲葉委員

ほかにございますでしょうか。

○大木委員

資料 2-2 の最後に記載がある「周辺住民への説明方法と承諾状況」について、説明書ポスティングとありますが、説明内容について確認しているのでしょうか。また、インタホーン越しに説明とありますが、どういったことを説明したかなどは確認しているのでしょうか。

○事務局：小山主査

周辺住民への説明方法と承諾状況についてですが、こちらでは記載していませんが、近隣の地図を示していただき、この地域にはポスティングをして、この地域には直接訪問をして説明をすると事前の計画を確認しています。

また、説明に用いた資料については書面で確認をさせていただいております。

○稲葉会長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。全体的には平均で 75 点となっていて、問題になるような点数もなかった。そして、第 8 期計画の時にも基盤整備ができなかった事業とのことです。事業者からたくさん申込みがあったら、選定するということがあったのでしようが、申込みは 1 事業者からであったとのことです。よろしければ、応募していただいた事業者を選定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員より賛成の声あり)

○稲葉会長

賛成の声をいただきました。ご異議の方がいらっしゃらないようですので、この事業者を選定することにさせていただきますと思います。

さて、以上をもちまして本日の議事はすべて終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

<p>3      その他</p>	<p>○事務局：左納課長</p> <p>稲葉会長、長時間にわたりましてありがとうございました。</p> <p>続きまして次第の4「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますか。ないようですので、事務局から連絡事項を申し上げます。</p> <p>○事務局：小林副課長</p> <p>お手元にお配りしております「意見票」ですが、この会議の中で発言できなかった事や、お帰りになってから感じた事等につきまして、ご意見等ございましたら、11月21日（木曜日）までに、事務局へ郵送または FAX 等にてご提出いただきたいと存じます。次回の会議で報告させていただきます。</p> <p>また、次回の会議の予定でございますが、3月に開催を予定しています。日時等詳細につきましては、追ってご連絡させていただきます。</p>
<p>9      閉会</p>	<p>○事務局：左納課長</p> <p>最後に健康福祉部長の田嶋より閉会にあたりましての御礼のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>○事務局：田嶋部長</p> <p>・閉会のあいさつ</p>

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和6年12月17日      署名委員    武田 耕典 \_\_\_\_\_

署名委員    池田 寛之 \_\_\_\_\_